

# 岐 阜 県 公 報

第 二 千 四 百 五 十 号  
平 成 二 十 五 年 六 月 四 日

( 火 曜 日 )

## 目 次

### 公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
土地改良区役員の退任  
指定講習機関の名称変更

( 商 業 流 通 課 ) 三 七 九  
( 可 茂 農 林 事 務 所 ) 三 八 一  
( 運 転 免 許 課 ) 三 八 一

### 公 示

#### 大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年六月四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年六月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日  
平成二十五年五月二十七日
- 二 届出者の氏名又は名称  
株式会社トヨタオートモールクリエイト
- 三 建物の名称及び所在地  
カラフルタウン岐阜  
岐阜市柳津町丸野三 三 六 外
- 四 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

岐 阜 県 公 報

毎 週

( 火 曜 日 )  
( 金 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( と き は 翌 日 )

平 成 二 十 五 年 六 月 四 日

(変更前) 株式会社トヨタオートモビルクリエイト 代表取締役 駒月 純

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二四番一四号LCビル3階

(変更後) 株式会社トヨタオートモビルクリエイト 代表取締役 高木 俊一

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二四番一四号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年六月四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年六月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年五月二十四日

二 届出者の氏名又は名称

生活協同組合コープぎふ

三 建物の名称及び所在地

生活協同組合コープぎふ恵那店

恵那市長島町中野二丁目五番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) 生活協同組合コープぎふ恵那店

恵那市長島町中野字神田字松葉田二六一 一 外

(恵那市大崎土地区画整理地内一七街区・二二街区)

(変更後) 生活協同組合コープぎふ恵那店

恵那市長島町中野二丁目五番一 外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 生活協同組合コープぎふ

理事長 川崎 直巳

(変更後) 生活協同組合コープぎふ 理事長 川崎 直巳 外一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年六月四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年六月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年五月二十四日

二 届出者の氏名又は名称

生活協同組合コープぎふ

三 建物の名称及び所在地

生活協同組合コープぎふ恵那店

恵那市長島町中野二丁目五番一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時三〇分

(変更後) 午前九時三〇分(年間一二〇日は午前九時)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時～午後九時三〇分  
 (変更後) 午前九時～午後九時三〇分 (年間二〇日は午前八時三〇分)

土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年六月四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区	平成二十五年五月三十一日	理事	渡 邊 直 由	美濃加茂市太田本町三丁目二番一〇号

指定講習機関の名称変更

指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規定により、指定講習機関から名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年六月四日

岐阜県公安委員会  
 委員長 石 井 成一

指定講習機関の名称	変更事項	変更前	変更後
財団法人岐阜県交通安全協会	指定講習機関の名称	財団法人岐阜県交通安全協会	一般財団法人岐阜県交通安全協会

平成二十五年六月四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社